

沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則及び沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則の一部を改正する規則）

学校人事課

1 規則の概要(沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則及び沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づく沖縄県教育委員会が行う県立学校職員の教職員評価及び市町村教育委員会が行う県費負担教職員の教職員評価について必要な事項を定めた教育委員会規則

2 改正の概要

地方公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、教職員評価の実施根拠となる条文を改めるほか、対象となる職員の範囲を「地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員」に改める等の改正を行った。

【主な改正内容】

- (1) 改正地方公務員法及び改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴い、根拠条文を改める。
 - ・地方公務員法第40条第1項→第23条の2第1項
 - ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条→第44条
- (2) 改正地方公務員法の施行に伴い、対象となる職員の範囲を、評価結果を給与等へ反映する余地がない者にも広げる必要があることから、対象となる職員の範囲を「地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員」に改める。
- (3) 別表の被評価者に、学校栄養主査、主任、事務主査、事務主事、機関長、一等航海士、乗組員を加える。
- (4) その他所要の改正を行う。

3 施行年月日

平成28年4月1日